

商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11-4
むつ商工会議所
電話 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

むつ商工会議所第三期議員八十名が決定

当商工会議所では、現職の第二期役員・議員の任期が、今年十月末で満了することに伴い第三期議員の選任・選挙を行いました。
一号議員四十名につきましては、七月二十三日に行いました議員選挙にて、二号議員二十八名につきましては、六月十二日の部会総会にて、三号議員については、八月二日に開催した議員協議会でそれぞれ決定いたしました。
なお、第三期議員の任期は、平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日までの三年間となっております。
第三期議員は次のとおりです。

No.	事業所名
1	上路電器
2	アテヒ設計建設(株)
3	(有)オレンジショップ
4	(株)鍵本ハイヤー
5	(株)川村設計事務所
6	(株)菊末産業
7	(株)菊池住設
8	菊池トラック(株)
9	(株)木村鉄工所
10	(株)協栄石油
11	協同印刷工業(株)
12	(株)熊谷建設工業
13	(有)下北環境保全
14	下北交通(株)
15	(株)下北電工
16	杉山建設工業(株)
17	(有)住吉板金工業
18	(有)関商店
19	(有)ソノダビューティスタジオ
20	大魚(株)むつ総合卸売市場
21	(株)高橋教材
22	(有)田中造花店
23	谷川設備工業(株)
24	(株)東京堂
25	(株)トーリン
26	(株)ナミオカ
27	(有)野沢新聞店
28	野村建設(株)
29	(有)はしだてレンタカー
30	(株)橋本建設工業
31	(株)羽立
32	(有)八戸屋
33	浜田自動車工業
34	北新機材(株)
35	(株)マエダ
36	(有)みなみや
37	むつ電業(株)
38	(有)丸勇森川商店
39	山内土木(株)
40	(有)渡邊利太郎商店

No.	事業所名
1	(株)青森銀行むつ支店
2	磯沼建設(株)
3	(有)岩岡石材
4	(有)岩岡袋店
5	(株)太田建設産業
6	(有)お菓子工房やなぎや
7	折館食品
8	(株)菊池商会
9	(有)ササキ美容院
10	下北信用金庫
11	(有)秀栄堂 工藤造花店
12	(有)昭和管工
13	(有)スケカワ
14	瀬川企画
15	(有)関酒造店
16	太陽建設(株)
17	田名部クリーニング
18	(有)千葉塗装
19	東北電力(株)むつ営業所
20	日本エネルギー・マネージメント(株)
21	(株)野呂商店
22	(株)はねや
23	(株)ホンダオートサービス
24	(株)みちのく銀行むつ支店
25	むつタクシー(株)
26	明成建販(株)
27	薬研堂
28	(有)吉田ペーカリー

No.	事業所名
1	青森県信用組合むつ営業部
2	(有)大滝地建
3	(有)大湊ペーカリー
4	(有)大畑谷印刷
5	(有)北川
6	(有)斉藤塗装店
7	(有)十字堂
8	(有)東北船用品むつ店
9	(株)橋本機械店
10	(有)花とも
11	(株)東通運輸
12	(株)むつショッピングセンター

田名部まつり清掃奉仕

昨年に引き続き、8月20日、21日の早朝、田名部まつりの清掃作業を行いました。



10月は、労働保険の適用促進月間です。

ひとりでも人を雇えば労働保険！

パート、アルバイト、正社員、雇用形態に係らず一人でも従業員がいれば、労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」のことをいいます。

「労災保険」は、従業員が仕事上の事故や通勤中の事故などに遭ったとき、医療費や休業補償を給付します。

「雇用保険」は、従業員が職を失ったときの失業給付の外、雇用の創出を図ったり、従業員の能力開発、教育訓練をする事業主に対しても助成金・奨励金を交付します。

もはや雇用保険は、労働者の為だけでなく事業主にとってもありがたいものになってきました。

●労災保険の適用

先に述べたように従業員が、出勤途中・帰宅途中、仕事中に事故や災害に遭えば、労災保険から医療費や休業補償などが給付されます。これには、事業主が、前もって労働基準監督署で適用を受けておく必要があります。

●雇用保険の適用

雇用保険は、従業員なら誰でも被保険者になれるものではありません。次の条件を満たしていれば、従業員本人または事業主の意思を問わず、雇用保険の被保険者にならなければなりません。

①週の所定労働時間が、二十時間以上あること。

②一年以上の雇用が見込まれること。(雇用期間の定めのない場合は、通常一年以上雇用するものと見られます。また、1年未満の有期契約であっても、他の同様の契約者の状況を見て、反復更新することが見込まれば、該当します。)

以上、二つの条件に該当する従業員がいれば、当然雇用保険の適用を受けます。

「今まで、知らずにいた。」あるいは、「これから従業員を雇うが労働保険の手続きはどうすればいいの。」とお悩みの方は、お早めにご相談下さい。

むつ商工会議所指導課(電話 22-2283)

10月は若年者雇用奨励金の申請期間です。

今回で、終了のため最終申請となります。

この制度は、比較的簡単に利用できる制度です。対象事業主の方は、是非申請して下さい。

◆若年者雇用奨励金の概要

若年者(二十五才未満の者)を新たに常用雇用した後に一年以上継続雇用し、事業所の労働者を増員した事業主に対して雇用奨励金を交付するものです。

◆助成内容

一年以上雇用され増員となった若年者一人につき二十万円を交付します。

◆対象事業主

常時雇用する労働者の数が三百人以下で、次のいずれの要件にも該当する事業主です。
①雇用保険適用事業の事業主であること。
②青森県内に事業所を有していること。
③若年者(二十五才未満の者)を②の事業所で新たに一年以上継続雇用し、増員となっていること。
④県税及び市町村税を完納していること(非課税)

税の法人等を含みます。

⑤労働環境や福利厚生等の改善等に奨励金の二分の一相当額を充てていること。

◆手続き

事業所の所在する市町村で手続きします。若年者を雇い入れた年度に行う「交付申請」と、翌年度四半期ごとに行う「実績報告」の二回の手続きが必要です。

今回の申請は、平成十三年二月一日から三月三十一日までに若年者を雇い入れた事業所が対象です。

なお、十三年一月に見込みで申請した事業所は、申請の必要はありませんが、一月に申請した人数より、実際の人数が多かった場合は、多くなった分を申請することが出来ます。いずれの場合も、十月三十一日までに手続きをしてください。

お問い合わせは、むつ市役所商工労政係または、むつ商工会議所指導課まで。

指導課 だよ!

講演会のご案内

今、あなたに聴いてもらいたい!!

“生き残る経営”講演会

～小が大に勝てる戦略と戦術のすべて～

- ・講師：中小企業診断士 **田上 康朗 先生**
- ・とき：9月18日(火)午後6時30分～
- ・ところ：むつグランドホテル(稲荷の間)

迫力、説得力、聴いて納得! 今期イチオシの講演会です。ぜひ、ご聴講ください。

*詳細につきましては、同封パンフレットをご覧ください。

小冊子等斡旋のご案内

*指導課では、経営に役立つ小冊子や資料等を無償で配布いたしておりますのでご利用ください。

金融リーフレット

○「中小企業のための融資制度ご案内」

- ・国民生活金融公庫や、県、市の各種融資制度をわかりやすく紹介しています。



■小冊子

○「新時代 商売のやりかたはこう変わる」

- ・これから経営環境はどう変わって行くのか。
- ・人口は? 行政は?
- ・真の顧客満足とは
- ・6Sとは etc



○「IT革命と中小企業の経営戦略」

- ・激動の21世紀を生き抜くにはITは生命線
- ・IT化に向けて今なすべきこと etc



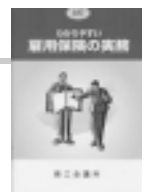
○「公的資金の上手な受け方・活用法」

- ・公的資金の特徴は
- ・利用するために何をしたら良いか
- ・資金調達を成功させるための秘訣 etc



○「わかりやすい雇用保険の実務」

- ・適用事業所と被保険者
- ・日常の事務手続き
- ・離職後の給付 etc



○「経営者のためのインターネット入門」

- ・拡大するインターネット市場
- ・ネットビジネスはサービスビジネス etc



○「インターネットを経営戦略に活用するために」

- ・インターネット普及状況
- ・オンラインショッピングの現状
- ・オンラインショップ成功のポイント etc



※その他、多数取り揃えております。遠慮無く指導課窓口までどうぞ。

■参考資料

○「平成12年度青森県の賃金」

・県内8市に所在する事業所に従事する労働者の賃金を、職種・学歴・規模別等に分類し、集計した資料です。

○「経営指標と原価指標」

・県内における中小企業の経営活動の実体を調査し、経営に関わる諸データを業種別に集計分析したものであり、中小企業庁が実施している全国平均とも比較できるようになっています。

金融便り

国民生活金融公庫貸付利率

- ◎普通貸付 5年以内 年 **1.65%**
5年超 年 **1.75%**
平成13年8月10日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 年 **1.35%**
(無担保・無保証人(経)制度) 平成13年8月10日実行分から
- ◎国の教育ローン 年 **1.85%**

平成13年8月30日現在

経済産業省特許庁主催

【特許普及講座】

近年、知的財産を取り巻く環境は単に特許だけでなく、不正競争防止法や著作権法も視野に入れた対応が必要となつてきています。また、中小企業ではどのような視点から発明がなされ、これを権利化して事業の中に取り入れているか実例を挙げて紹介するとともに、権利侵害に対する保護が強化されている現状を説明いたします。

日時 平成13年9月12日(水)
13:00~17:00
会場 青森県観光物産アスパム
6F 八甲田(JR青森駅から徒歩10分)
(青森市安方1丁目1-40)
TEL017-735-5311)

講師 吉川特許事務所
弁理士 吉川 勝郎 氏
演題 「実例に見る中小企業の特許戦略」

講義内容

- ①知的財産権を取り巻く現状
- ②中小企業における特許の意義
- ③事例から見る発明のポイント
- ④ビジネスモデル特許の考え方
- ⑤特許侵害に対する動向

質疑応答 ●資料等は、当日会場にて配布します。

申込先:(社)発明協会青森支部 (TEL017-762-1710 FAX017-762-2140)

定員 120名
参加料 無料

申込締切 平成13年
9月5日(水)

LookLook 会員さん

No.11 浜田自動車工業



美川憲一と神田うののCMでおなじみのカーコンビニクラブです。お気軽にご連絡下さい。

従業員 十文字 寿子さん

「車両の維持費を安くしたい」の思いを形にしました。
車検代9,800円(初回) 14,800円(2回目以降)
事故を起こしたら「早く、安く」の、カーコンビニクラブ。
全国どこへ行っても安心、ロータスクラブネットワーク(全国1700社で)
JAFサービス24時間対応。土・日曜日も営業しています。
次回は、(有)東北デザインさんへパトタッチです。

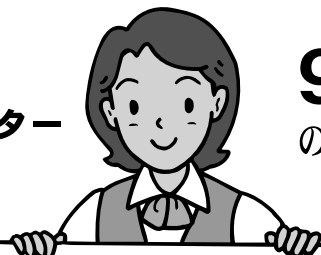
むつ市若生町1-3-5 TEL0175-22-0306 浜田自動車工業 代表 浜田 和博

高年齢者雇用促進月間 10月1日~10月31日

10月1日~10月31日は、高年齢者雇用促進月間です。事業主は65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。(平成12年10月1日から、『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』の一部改正法が施行されました。)

なお、お問い合わせは、むつ公共職業安定所(0175-22-1331)まで、お願いします。

下北地域 中小企業支援センター



9月 のスケジュール表

9月の土曜日の窓口相談は

1日と22日と29日です。

「相談時間」

月~金まで AM8:30~PM5:00まで 確認の上
土曜日は AM9:00~PM5:00まで おいでください。

お待ちしております。

日	月	火	水	木	金	土
8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	1 山本
2	3	4	5	6	7	8
休み	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤	伊藤	休み
9	10	11	12	13	14	15
休み	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	敬老の日
16	17	18	19	20	21	22
休み	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤・山本	伊藤・山本	山本
23	24	25	26	27	28	29
秋分の日	振替休日	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	伊藤・山本	山本
30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6
休み						